

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度北上市一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) **12億300万円**

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した社会保障施策に要した経費 **75億7,123万円**

<内訳>

(単位:万円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	障がい者介護給付費等支援事業	154,064	115,370			20,000	18,693
	障がい者相談支援事業	3,977	2,016			1,000	961
	要援護老人ホーム措置事業	14,112			1,770	5,000	7,342
	国民健康保険特別会計繰出金	54,486	29,164			10,000	15,323
	介護保険特別会計繰出金	118,289	5,782			40,000	72,507
	保育園保育実施事業	112,162	71,962		11,065	11,800	17,335
	児童手当等給付事業	141,380	119,928			10,000	11,452
	施設型給付費等負担金	81,777	55,803			10,000	15,975
	地域型給付費等負担金	70,431	50,157			10,000	10,275
	小学校就学援助事業	2,688	242			1,000	1,446
	中学校就学援助事業	2,739	148			1,000	1,592
小計	756,105	450,570		12,835	119,800	172,900	
保健衛生	乳幼児集団健康診査事業	1,017				500	517
	小計	1,017				500	517
合計	757,123	450,570		12,835	120,300	173,418	